



埼玉県報

第157号
令和2年(2020年)
11月10日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進課)
- と畜場法施行細則の一部を改正する規則(食品安全課)

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示(税務課)
- 令和2年度公害防止主任者資格認定講習実施(水環境課)
- 尾田蒔土地改良区の役員退任届(秩父農林振興センター)
- 清算法人尾田蒔土地改良区の清算人就任届(秩父農林振興センター)
- 八条用水路土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 耐刃メッシュ製造請負に関する落札者等の公示(会計課)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(川越建築安全センター)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

正誤

- 埼玉県選管告示第30号中訂正(選挙管理委員会)

規 則

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十九号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則（平成元年埼玉県規則
第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行
規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することがで
きる。

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表北埼玉食肉センター事業協同組合の項を削る。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

名」に改める。

様式第三号中 「氏名」を「氏名」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「氏名

年 月 日生」を「氏名」に改める。

様式第七号（一）中「㊦」を削る。

様式第七号（二）中「㊦」を削り、同様式の注中「※印の欄」を「※の欄」に改める。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号（一）及び様式第九号（二）中「あて先」を「宛先」に、「氏名

年 月 日生」を「氏名」に改める。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十一号及び様式第十二号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

月 日生」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇ㇼ	11F029162	一	船舶	令和二年四月十五日)
一〇〇ㇼ	11G098382	二	船舶	令和二年四月十五日
	11G098383			令和二年九月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
千葉県銚子市唐子町七十三
大岩石油株式会社

免税証を交付した事務所 埼玉県春日部県税事務所	亡失年月日 令和二年七月十三日
----------------------------	--------------------

告示

埼玉県告示第千二百九十九号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、令和二年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	令和三年一月十二日（火）、同月十八日（月）、同月二十日（水）	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県県民健康センター大ホール	一三〇人
水質関係	令和三年一月二十七日（水）から同月二十九日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	九〇人
騒音・振動関係	令和三年一月六日（水）から同月八日（金）まで	（令和三年一月十二日（火）） 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県県民健康センター大ホール	二〇人
ダイオキシン類関係	令和三年一月十二日（火）、同月二十一日（木）及び同月二十二日（金）		

	<p>(令和三年一月二十一日(木)及び同月二十二日(金))</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号</p> <p>埼玉県民健康センター 1号</p> <p>ター中会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

令和二年十二月二日（水）及び同月三日（木）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

告示

埼玉県告示第千三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	豊田辰夫	埼玉県秩父市田村千六百四十三番地
同	内田修司	同 蒔田五百七十番地
同	野坂功久	同 田村千二百四十一番地
同	豊田孝幸	同 千四百八十番地二
同	富田精一	同 六百九十九番地
同	増田康郎	同 九十一番地
同	根岸秀雄	同 蒔田二千三百七十三番地
同	前原啓作	同 二千九百七十八番地三
同	前原隆一	同 二千八百七十二番地
同	富田芳男	同 千八百十三番地
同	風間敏夫	同 千六百九十七番地
同	内田和夫	同 八百二十九番地
同	黒澤新一	同 九百五十四番地
同	島崎厚	同 三百八十七番地
同	島崎友義	同 百八十八番地

告示

埼玉県告示第千三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人尾田蒔土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

氏名	住所
豊田辰夫	埼玉県秩父市田村千六百四十三番地
野坂功久	同 千二百四十一番地
豊田孝幸	同 千四百八十番地二
富田精一	同 六百九十九番地
増田康郎	同 九十一番地
根岸秀雄	同 蒔田二千三百七十三番地
前原啓作	同 二千九百七十八番地三
前原隆一	同 二千八百七十二番地
富田芳男	同 千八百十三番地
風間敏夫	同 千六百九十七番地
黒澤新一	同 九百五十四番地
島崎厚	同 三百八十七番地
島崎友義	同 百八十八番地

告示

埼玉県告示第千三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条用水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住	所
理事	藤井 光昭	埼玉県越谷市東町五丁目三百三十七番地	
同	酒井 博文	同	川柳町五丁目九十九番地
同	石塚 治郎	同	相模町二丁目二百九十九番地
同	豊田 恒士	同	草加市柿木町千二百九十番地
同	渡辺 正幸	同	同 同 百四十一番地
同	宇田川 武雄	同	八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同	草加市青柳三丁目三十七番三号
同	中村 茂	同	越谷市大成町七丁目千六百五番地
同	會田 孝雄	同	八潮市大字八條三百二十八番地
二 退任			
職名	氏名	住	所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地	
同	藤井 光昭	同	越谷市東町五丁目三百三十七番地
同	酒井 博文	同	同 川柳町五丁目九十九番地
同	豊田 恒士	同	草加市柿木町千二百九十番地
同	宇田川 武雄	同	八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同	草加市青柳三丁目三十七番三号
同	植竹 良一	同	八潮市大字八條千二百八十五番地

告 示

埼玉県告示第千三百三号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（写真地図）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年七月九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四号

測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

公共測量（四級基準点測量）

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

さいたま市北東部

四 作業期間

令和二年十一月十五日から令和三年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（二稲荷四測第一号 路線測量業務委託）

三 作業地域

加須市旗井地内他（稲荷木落排水路地区）

四 作業期間

令和二年九月二十三日から令和三年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

令和二年八月三十一日から令和三年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百七号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

令和二年十一月十六日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市、横瀬町の一部

四 作業期間

令和二年十月二十七日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九号

令和元年埼玉県告示第五百八十一号で公示した公共測量は、令和二年十月十六日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千三百十号

令和二年埼玉県告示第四百七十一号で公示した公共測量は、令和二年九月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

令和二年埼玉県告示第二百一号で公示した公共測量は、令和二年十月十六日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

令和二年埼玉県告示第千三百十二号で公示した公共測量は、令和二年九月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

耐刃メッシュの製造請負 8,526枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年9月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エフ・エスパレル 東京都千代田区神田須田町1丁目22番地11

5 落札金額

68,932,710円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月21日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年十一月 六日	指定の年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保（元上南畑分） 字永久保四千十一番一	指定に係る道路の位置
二十八・一〇	指定に係る 道路の延長 （単位メートル）
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 （単位メートル）

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年十一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年十一月十九日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

イ その他

正 誤

埼玉県選管告示第三十号（令和二年九月十一日定期第四百十号）中訂正

ページ 行

一 前から十九

誤

八六八、一六四人

正

八六八、一六六人

ページ 行

一 前から二十五

誤

一四七、四八二人

正

一四七、四八五人